

2. 次世代育成支援対策推進法と法改正の概要

少子化の急速な進行は、我が国の社会経済に深刻な影響を与えます。そのため、政府・地方公共団体・企業等は一体となって対策を進めていかねばなりません。

そこで平成15年7月に成立・公布されたのが、「次世代育成支援対策推進法」です。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」といいます。）を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下の事業主には、同様の努力義務があるとしました。

さらに平成20年12月の法改正をうけて、平成23年4月1日以降、行動計画の策定は101人以上の労働者を雇用する事業主に義務化が拡大され、100人以下の労働者を雇用する事業主には、努力義務となります。また、平成21年4月1日以降、行動計画の策定と従業員への周知が301人以上の労働者を雇用する事業主に義務化され、平成23年4月1日以降、101人以上の労働者を雇用する事業主に義務化が拡大されます。

改正法の内容（一般事業主関連部分）のポイントについては、以下のとおりです。

☆改正ポイント1☆

一般事業主行動計画の策定・届出義務企業が拡大します

一般事業主行動計画の策定及び届出が、平成23年4月1日以降、従業員が101人以上の企業について義務となります（平成23年3月31日までは301人以上の企業について義務）。

なお、一般事業主行動計画の策定については、東京労働局雇用均等室のほか、東京都労働相談情報センターの両立支援アドバイザーでも相談

を受け付けております。(P13参照)

| | 平成23年3月31日まで | 平成23年4月1日以降 |
|----------------|--------------|-------------|
| 301人以上企業 | 義務 | 義務 |
| 101人以上300人以下企業 | 努力義務 | 義務 |
| 100人以下企業 | | 努力義務 |

☆改正ポイント2☆

一般事業主行動計画の公表と従業員への周知が義務化されました

一般事業主行動計画の公表と従業員への周知について

- ① 従業員数が301人以上の企業は平成21年4月1日以降義務
- ② 従業員数が101人以上300人以下の企業は平成23年4月1日以降義務
(平成21年4月1日から平成23年3月31日までは努力義務)
- ③ 従業員数が100人以下の企業は、平成21年4月1日以降努力義務となりました。

○対象となる事業所

| | 平成21年3月31日まで | 平成21年4月1日以降 | 平成23年4月1日以降 |
|----------------|--------------|-------------|-------------|
| 301人以上企業 | 義務規定なし | 義務 | 義務 |
| 101人以上300人以下企業 | | 努力義務 | 義務 |
| 100人以下企業 | | | 努力義務 |

○公表方法

- ① インターネットの利用
 - ② その他適切な方法 のいずれかにより行ってください。
- 【インターネットの利用の例】
- ・「東京ワークライフバランス推進企業ナビ（愛称チャオ）」（東京都ホームページ）の利用
 - ・「両立支援のひろば」（財21世紀職業財団ホームページ）の利用
 - ・自社のホームページへの掲載
- 【その他適切な方法の例】
- ・日刊紙への掲載

○従業員への周知方法

- ① 事業所の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること
- ② 書面を従業員へ交付すること
- ③ 電子メールを利用して従業員へ送信すること
- ④ その他適切な方法 のいずれかにより行ってください。

○公表及び従業員への周知すべき事項

一般事業主行動計画自体を公表及び従業員へ周知することが必要です。

- ※ 一般事業主行動計画の概要では義務を果たしたことになりません。

○公表及び従業員へ周知する時期

- ① 一般事業主行動計画の策定
- ② 一般事業主行動計画の変更
[計画期間、目標又は次世代育成支援対策の内容（既に届け出ている策定届の事項に変更を及ぼすような場合（事項の廃止、新たな事項の追加等）に限る。）について変更する場合]
⇒ いずれも、おおむね3か月以内に公表及び従業員への周知が必要です。
- ③ 一般事業主行動計画の変更（上記②以外の場合）
⇒ 1年以内を限度として、他の部分の変更の機会に一括して変更後の計画の公表及び従業員への周知をしても差し支えありません。